

令和 8 年第 3 回

茅ヶ崎市議会定例会 議案等要旨

議案第 102 号 令和 8 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 4 号）

）

議案第 117 号 市道路線の認定について

認定第 1 号 令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定
について

）

認定第 7 号 令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定につ
いて

報告第 16 号 令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報
告について

）

報告第 21 号 専決処分の報告について

議案第102号 令和8年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第4号)(議案書 P7~20)

歳入歳出それぞれ82,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97,745,593千円とするもの

(歳出)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「目14 スポーツ振興費」

屋内温水プールにおける外壁及び歩道タイル修繕、機械室動力盤内インバーター交換及び更衣室プール出口防火シャッター危害防止装置の修繕を行うことに伴い、「修繕料」を増額するもの

「款3 民生費」

「項2 児童福祉費」

「目1 児童福祉総務費」

入院を必要とする未熟児に対し養育に必要な医療を給付する養育医療給付費について、当初の想定を上回る利用件数の増加に伴い、「手数料」、「扶助費」を増額するもの

「款6 農林水産業費」

「項 1 農業費」

「目 3 農業振興費」

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、種苗費、農具費、農薬衛生費、諸材料費等の価格の高騰の影響を受けている農業を営む者に向けた支援を行うことに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「款 7 商工費」

「項 1 商工費」

「目 1 商工振興費」

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、商店街の活性化等を図るため、商店会等が実施するプレミアム商品券事業に対する支援及び地域経済を支える物流機能の維持を図るため、中小貨物運送事業者に対する支援を行うことに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「款 8 土木費」

「項 2 道路橋りょう費」

「目 5 橋りょう維持費」

梅田橋の伸縮装置が破損し、補修工事を実施することに伴い、「工

事請負費」を増額するもの

(歳入)

「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「養育医療給付費負担金」、「物価高騰
対応重点支援地方創生臨時交付金」を増額するもの

「款 1 6 県支出金」

歳出の事業の財源として、「養育医療給付費負担金」を増額するもの

「款 2 0 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 2 2 市債」

歳出の事業の財源として、「橋りょう等長寿命化推進事業債」を増
額するもの

(地方債の補正)

歳出の事業の財源として、「橋りょう等長寿命化推進事業」を増額
したことに伴い、限度額を変更するもの

**議案第103号 令和8年度茅ヶ崎市一般会計補正予算
(第5号)(議案書 P21～35)**

歳入歳出それぞれ１８０，３５１千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９７，９２５，９４４千円とするもの

（歳出）

「款２ 総務費」

「項１ 総務管理費」

「目３ 広報広聴費」

犯罪被害者等見舞金について、当初の想定を上回る申請件数の増加に伴い、「扶助費」を増額するもの

「目７ 企画費」

後期高齢者医療システムについて、国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替えるため、データ移行等の作業を実施することに伴い、「委託料」を増額するもの

「項３ 戸籍住民基本台帳費」

「目１ 戸籍住民基本台帳費」

個人番号カードの交付事務について、窓口での待ち時間短縮のための予約制の導入及び支所や出張所においてもカードの受け取りを可能とするため、支所等へカードを配送することに伴い、「委託料」を増額するもの

「款 3 民生費」

「項 1 社会福祉費」

「目 1 社会福祉総務費」

子ども・子育て支援事業費補助金の返還に要する経費について、一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り出すことに伴い、「繰出金」を増額するもの

介護保険事業特別会計において、新たに国庫補助金である介護事業費補助金の採択を受け、財源更正を行うことに伴い、「繰出金」を減額するもの

令和7年度に収入した介護保険低所得者保険料軽減負担金の過配分を返還することに伴い、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

「目 4 老人福祉費」

国庫補助金を活用し、認知症あんしんガイドの改訂及びチームオレンジ（認知症サポーターが中心となって認知症の人や家族を地域で支える取り組み）の地域活動への定着を目的とした研修会等を実施することに伴い、「報償費」、「消耗品費」、「通信運搬費」、「委託料」を増額するもの

神奈川県後期高齢者医療広域連合関係経費について、市町村定率負

担金の年間支出額が当初の見込みを上回ること及び令和7年度分の精算金を納付することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するものの

「項2 児童福祉費」

「目3 母子福祉費」

母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給について、当初の想定を上回る申請者の増加に伴い、「扶助費」を増額するもの

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「目2 予防費」

結核患者医療費について、当初の想定を上回る公費負担の増加及び令和7年度結核医療費国庫負担金の精算に伴う過配分を返還することに伴い、「扶助費」、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

「款8 土木費」

「項2 道路橋りょう費」

「目4 橋りょう新設改良費」

浜園橋橋りょう整備工事（護岸工）において、地中障害物への対応で工期を延長したことにより、令和7年度から8年度へ繰越を行った

家屋等事後調査業務及び調査結果を受けて実施する建物補償の年度内での完了が困難になったことに伴い、「委託料」、「補償補填及び賠償金」を増額するもの

(歳入)

「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「結核医療費負担金」、「社会保障・税番号制度推進事業補助金」、「デジタル基盤改革支援補助金」、「介護保険事業費補助金」、「母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業補助金」、「結核医療費補助金」を増額するもの

「款 1 6 県支出金」

歳出の事業の財源として、「市町村犯罪被害者等日常生活支援事業補助金」、「特定高等職業訓練促進給付金事業費補助金」を増額するもの

「款 2 0 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 2 1 諸収入」

歳出の事業の財源として、「保健所業務受託事業収入」、「浜園橋橋りょう整備負担金」を増額するもの

(繰越明許費の補正)

「浜園橋橋りょう整備事業」について、浜園橋橋りょう整備工事において、家屋等事後調査業務及び調査結果を受けて実施する建物補償について、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業」について、公園基本計画の協議に不測の日時を要し、C地区民間活力導入可能性調査業務委託について、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

議案第104号 令和8年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(議案書 P37～47)

歳入歳出それぞれ30,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,780,580千円とするもの

(歳出)

「款1 総務費」

「項1 総務管理費」

「目1 一般管理費」

未就学児軽減措置拡大による国民健康保険システム改修に伴い、「使用料及び賃借料」を増額するもの

「款 6 諸支出金」

「項 1 償還金及び還付加算金」

「目 2 償還金」

令和 7 年度に収入した子ども・子育て支援事業費補助金の過配分を
返還することに伴い、「償還金利子及び割引料」を増額するもの
(歳入)

「款 3 県支出金」

歳出の事業の財源として、「特別交付金」を増額するもの

「款 5 繰入金」

歳出の事業の財源として、「職員給与費等繰入金」を増額するもの

議案第105号 令和8年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業 特別会計補正予算(第1号)(議案書 P49～59)

歳入歳出それぞれ 1 5 4, 4 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ 5, 7 8 4, 4 5 8 千円とするもの
(歳出)

「款 2 後期高齢者医療広域連合納付金」

「項 1 後期高齢者医療広域連合納付金」

「目 1 後期高齢者医療広域連合納付金」

後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料収入が当初の見込みを上回ること及び令和7年度分の精算金を納付することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

(歳入)

「款 1 後期高齢者医療保険料」

歳出の事業の財源として、「現年度分」を増額するもの

「款 5 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

議案第106号 令和8年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(議案書 P61～73)

歳入歳出それぞれ647,999千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,704,999千円とするもの

(歳出)

「款 5 介護保険運営基金」

「項 1 介護保険運営基金」

「目 1 介護保険運営基金」

保険給付等の財源として収入した介護保険料のうち、保険給付等への充当がなされなかったもの等について介護保険運営基金に積み立てるため、

「積立金」を増額するもの

「款6 諸支出金」

「項1 償還金及び還付加算金」

「目2 償還金」

令和7年度に収入した国庫支出金、支払基金交付金の過配分を返還することに伴い、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

(歳入)

「款1 介護保険料」

歳出の事業の財源として、国庫支出金を受け入れたため、「現年度分」を減額するもの

「款2 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「過年度分」、「介護保険事業費補助金」を増額し、「現年度分」を減額するもの

「款3 支払基金交付金」

歳出の事業の財源として、「過年度分」を増額するもの

「款4 県支出金」

歳出の事業の財源として、「過年度分」を増額し、「現年度分」を減額するもの

「款5 繰入金」

歳出の事業の財源として、「地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）」を減額するもの

「款6 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

議案第107号 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例
(議案書 P74～78)

地方税法の改正に伴い、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を改めるとともに、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等のためのもの

**議案第108号 茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条
例の一部を改正する条例**(議案書 P79～80)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務上の災害に対する休業

補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額並びに介護補償及び葬祭補償の額を改定するためのもの

議案第109号 茅ヶ崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例(議案書 P81)

地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の規定を整備するためのもの

議案第110号 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(議案書 P82)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の改正に伴い、満3歳以上満4歳未満の児童に対し保育を提供する保育士等の数に関する経過措置の期限を定めるためのもの

議案第111号 茅ヶ崎市景観条例の一部を改正する条例(議案書 P83)

景観法の改正に伴い、所要の規定を整備するためのもの

議案第112号 茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例 の一部を改正する条例(議案書 P84)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る葬祭補償の額を改定するためのもの

議案第113号 動産の取得について(議案書 P85)

高度救命処置用資機材を取得するためのもの

議案第114号 令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計 利益の処分について(議案書 P86~87)

令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金899,479,429円のうち、453,944,118円を減債積立金に積み立て、445,535,311円を資本金へ組み入れるためのもの

議案第115号 和解について(議案書 P88)

公用車の事故について和解を成立させるためのもの

議案第116号 市道路線の廃止について(議案書 P89~91)

下寺尾地内で、一般交通の用に供する必要がなくなった市道 8
1 2 2 号線を廃止するもの

議案第117号の1~7 市道路線の認定について(議案書 P92 ~114)

- 1 中島地内で、株式会社マーケットトラストが築造し、本市に帰属した道路を市道 2 7 3 1 号線として認定するもの
- 2 室田二丁目地内で、吉田建設株式会社及び吉田ハウジング株式会社から本市に寄附された道路を市道 3 5 4 0 号線として認定するもの
- 3 円蔵地内で、株式会社南ハウジングが築造し、本市に帰属した道路を市道 4 2 2 2 号線として認定するもの
- 4 円蔵地内で、株式会社南ハウジングが築造し、本市に帰属した道路を市道 4 2 2 3 号線として認定するもの
- 5 市道の再編成及び下寺尾芹沢線の一部を市道 8 5 9 7 号線として認定するもの
- 6 市道 8 1 1 9 号線から市道 8 5 9 7 号線に接続する道路

を市道 8 5 9 8 号線として認定するもの

7 市道 8 1 2 2 号線の廃止に伴い、新たな市道 8 5 9 9 号線
として認定するもの

**認定第1号 令和7年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算
の認定について(議案書 P115)**

**認定第2号 令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別
会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P116)**

**認定第3号 令和7年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特
別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P117)**

**認定第4号 令和7年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定について(議案書 P118)**

**認定第5号 令和7年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業
特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P119)**

守りから攻めに舵を切ることの象徴である「茅ヶ崎市実施計画 2 0
2 5」の最終年度として、将来を見据え、このタイミングで実施すべ
き大型のインフラ整備や子育て支援策等、計画に位置付けられた事業
を着実に推進することを基本とし、予算執行に当たってきた。

各会計とも、本年３月３１日をもってその執行を終わり、２か月間
の出納整理期間を置き、５月３１日に出納を閉鎖した。

その後、会計管理者において決算を調製し、地方自治法第２３３条
第１項の規定により、証書類、その他附属書類と合わせ提出され、そ
の内容は別冊のとおり。

監査委員による審査では、「審査に付された各会計歳入歳出決算書
等は、関係法令に規定された様式に従って作成されており、その計数
は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と一致し、正確なものと認めま
す。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われているものと認めま
す。」との御意見をいただいている。

以上、認定第１号から認定第５号について、地方自治法第２３３条
第３項の規定により、決算審査意見書を付して、議会の認定をお願い
するもの

**認定第６号 令和７年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決
算の認定について(議案書 P120)**

**認定第７号 令和７年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認
定について(議案書 P121)**

本年３月３１日をもってその執行を終わり、監査委員による審査では、「審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し、正確なものと認めます。また、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めます。」との御意見をいただいている。

以上、認定第６号及び認定第７号について、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、決算審査意見書を付して議会の認定をお願いするもの

報告第16号 令和7年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について(議案書 P123～125)

令和６年度から令和７年度までの２か年の継続事業として実施していた「体育館管理運営経費（総合体育館非常用発電設備更新工事）」、「道路橋りょう総務管理経費（茅ヶ崎ツインウェイヴ地下道上屋改修工事）」、「学校施設整備事業（円蔵小学校西棟・中棟大規模改修工事）」、「予防保全事業（香川小学校給食調理場エレベーター改修工事）」及び令和５年度から令和７年度までの３か年の継続事業として実施していた「浜園橋橋りょう整備事業（取付道路工）」、「予防保

全事業（茅ヶ崎小学校給食調理場エレベーター改修工事）」が、それぞれ令和7年度に完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの

報告第17号 令和7年度茅ヶ崎市健全化判断比率について(議案書 P126～127)

令和7年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するもの

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市においては、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計の実質収支により算出し、黒字となった。

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、本市は黒字となった。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、本市は、3か年平均で令和6年度より0.2ポイント悪化の5.0%となったが、早期健全化基準の25%を大きく

下回った。

将来負担比率は、地方債等の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、本市は20.3%と令和6年度の17.2%より3.1ポイント悪化したが、早期健全化基準の350%を大きく下回っている。

以上、4つの財政指標による数値から、令和7年度の本市の財政は、健全であったと判断している。

監査委員の総合意見としては、「審査に付された令和7年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を検証したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認めます。」、「審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。」との御意見をいただいている。

報告第18号 令和7年度茅ヶ崎市資金不足比率について (議案書 P128～129)

公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和7年度決算における資金不足比率として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもの

当該比率は、各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、経営健全化基準である20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとされている。

本市では、公共下水道事業会計及び病院事業会計が本件報告の対象となるが、いずれの会計も資金不足額が生じていないので、両会計とも健全であったと判断している。

監査委員の総合意見としては、「審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和7年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を検証したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであり、その計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。」、「算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。」との御意見をいただいている。

報告第19号 専決処分の報告について(議案書 P130)

令和8年1月24日午後1時00分頃、新栄町8番6号地先において、自転車等の放置禁止区域を示した看板が倒れ、相手方にあたり負傷したため、これに対する治療費等を賠償したもの

報告第20号 専決処分の報告について(議案書 P131)

令和8年3月16日午後4時35分頃、梅田中学校のソフトボール部が打撃練習をしていたところ、ボールが防球ネットを外れて校外へ飛翔し、市立体育館敷地内に駐車していた相手方車両に当たり、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償したものの

報告第21号 専決処分の報告について(議案書 P132)

令和8年5月29日午前7時10分頃、萩園3028番地39において、小和田警備第一課職員が運転する救急車が停車するため後退し、相手方敷地内に埋設している量水器の上蓋を通過した際、車両荷重により損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したもの